

第4回 標準委員会 研究炉専門部会
研究炉廃止措置分科会議事録（案）

1. 日時 平成13年4月5日（木） 13：30～17：00
2. 場所 （社）日本原子力学会 会議室
港区新橋2-3-7 新橋第二中ビル3F
3. 出席者（敬称略）
（出席委員）岡本（副主査）、福村（幹事）、伊東、伊藤、片岡、小林、小山、紺谷、白川、谷本、中井、野崎、松尾、柳原、山内、吉田（16名）
（欠席委員）高柳（主査）、（1名）
（事務局）太田
4. 配付資料
RISC4-1 第3回研究炉廃止措置分科会議事録（案）
RISC4-2 標準委員会の活動状況
RISC4-3 標準目次とその記載内容
-1 4. 廃止措置の定義 -7 実行の計画
-2 3. 廃炉の選択肢 -8 環境評価
-3 5. 責任 -9 品質保証
-4 設計・運転中の計画 -10 廃止作業における安全性の確保
-5 廃止措置計画 -11 廃棄物管理
-6 安全性の評価（案）
RISC4-4 標準制定スケジュール（案）
5. 議事内容
議事に先立ち、事務局より、17名の委員中16名の委員の出席があり、決議に必要な委員数（12名以上）を満足している旨の報告があった。
 - （1）前回議事録の確認
前回議事録について承認された（RISC4-1）。
 - （2）廃炉の定義について
RISC4-3-1, 3-2をベースに廃炉の定義（廃炉の開始と完了）に関する議論を行った。廃炉の開始は、原則的には燃料が炉心にないことが条件と考えられる。また、廃炉の完了は、原子炉としての管理が不要な状態になった時点、というのが共通的な意見であり、最終的に施設を解体撤去することを前提として考えるか否かなどが議論となった。以下のような審議が行われた。
廃炉の開始について以下のような意見が述べられた。
 - ・炉心からの燃料取り出しが条件であり、燃料を保管庫等に移動することで、廃炉をスタートできる。
 - ・同一敷地内にあっても、燃料が炉心に装荷できない状況になっていればスタート可と考えられる。
 - ・燃料が炉内にあっても、解体中とされている例もある。
 - ・法律解釈と運用については、様々な視点からの検討が必要で、本分科会で検討するのは適当ではない。廃炉の完了について以下のような意見が述べられた。
 - ・英国のシナリオのような100年以上の密閉管理も廃炉の途中段階であり、廃炉の完了とは言えない。
 - ・解体しなくとも、未臨界炉に改造すれば原子炉ではなくなる。
 - ・商業炉の場合は、跡地を有効活用することから、解体撤去というシナリオが原子力長計で定められているが、研究炉の場合は状況が異なる。
 - ・解体で発生した放射性廃棄物を世の中から無くすることはできない。原子炉では無くなっても、別な場所、形で原子力の規制を受ける。
 - ・核反応を目的とした原子炉としての管理が不要となり、放射化した残存施設がRI管理の段階に移行すれば、廃炉は完了と考えられる。
 - ・施設を解体撤去することを最終目標と考えなくてもよいと考えられる。
 - （3）標準の目次とその記載内容（概略）について
RISC4-3-3～3-11をベースに議論を行った。以下のような審議が行われた。
 - ・廃炉資金の配慮については、学会の標準という性格から、深く規定する必要はない。
 - ・廃棄物処分まで考えると、長期に渡りかなりの額の資金が必要であり、この点については触れて置く必要がある。
→ 標準本文ではなく、解説に記載する。
 - ・廃止措置計画の範囲について、選択肢を網羅的に沢山書くよりも、重要なものに絞って書いた方がよい。
 - （4）今後の進め方
本日の議論を踏まえ、あまり期間を置かず次回分科会を行う。資料分担に従って各委員が再度、標準の目次とその

記載内容について用意する。また、RISC4-4に示す通り、委員会／専門部会に7月に骨子報告、10月に中間報告を行うこととした。

6. 次回開催予定

第5回分科会を、5月連休を除いた4月23日～5月18日でアンケートを行い決定することとした。

以上